

## 大分地方裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成24年3月7日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

### 3 出席委員

石垣光雄、今井弘晃、上野桂子、河野 聰、下郡恵美子、中谷雄二郎、皆見喜一郎（五十音順、敬称略）

### 4 議事内容

#### (1) 裁判員裁判の実施状況について

ア 裁判員裁判の実施状況についての説明

イ 意見交換（□：委員長、○：委員、●：裁判所）

- 裁判員候補者に選ばれて裁判所に出頭した人は、その後も裁判員候補者に選ばれることがあるのか。
- 裁判員候補者に選ばれて裁判所に出頭した方は、辞退が認められた方を除き、裁判員候補者名簿から消除されることになり、その年は、再び裁判員候補者に選ばれることはない。
- 年度によって、裁判員候補者名簿の登載者数に変動があるのはどうしてか。
- 裁判員制度が開始された当初は、裁判員裁判対象事件がどれくらいかの見通しが難しく、そのため、候補者名簿の登載者数を多めに算定していたが、裁判員裁判が実施されていくうちに、年間の対象事件数や選任手続の出頭状況のデータ等から、名簿の登載者数についての見通しが可能になった。
- 大分地裁管内において、これまで裁判員等に選ばれた方の男女比、年齢比についてお伺いしたい。
- 昨年に限っての数字であるが、男女比については、男性が52人、女性が48人である。年齢については、20代が16人、30代が17人、40代が23人、50代が21人、60代が21人、70歳以上が2人とな

っており、男女比、年齢比とともに、ある程度、平均された数字となっている（いずれも不詳者を除く。）。

- 精神的に耐えられそうもないなど、精神的な側面から、どうしても裁判員になりたくないという理由の場合は辞退が認められるのか。
- 辞退が認められないわけではないと思うが、定型的な辞退事由ではないので、一般的には、一度、選任手続き日に来ていただき、質問手続の中で具体的に事情を聞いた上で判断することになる。
- 例えば、仕事の都合上、一つの事件について、出頭が可能な日と不可能な日がある場合には参加ができるのか。
- 裁判員制度においては、一つの事件について、すべての公判期日に出頭が可能でなければ、裁判員等として参加できない。実際に裁判員等になられた方のうち、仕事をしている方も結構多い。
- 選任手続きにおける質問手続は、誰が行うのか。
- 質問手続は、裁判長、陪席の裁判官、検察官、弁護士が出席して行われ、裁判長が候補者に対して質問をする。なお、当庁では、質問票で辞退を申し出ていない方や不公平な裁判をするおそれのある方等を除いた裁判員候補者については、10人程度のグループに分けて質問を行う方式を探っている。
- 裁判員等に選任され、裁判所に行った場合には日当等の支払いがあるのか。
- 裁判員等に選任され、裁判所に来ていただいた場合には、日当や交通費、場合によっては宿泊料等が支払われる。具体的な日当の額としては、裁判員、補充裁判員の方には1日あたり1万円以内、裁判員候補者の方には1日あたり800円以内で、審理や選任手続等の時間に応じて金額が決められる。
- 会社に勤めている方が、裁判員等として、裁判員裁判に参加するための休暇制度についてお伺いしたい。
- 裁判員制度が始まる際に、裁判所職員が多くの会社等に赴き、経営者の皆さんに対して、従業員が裁判員等を務めるために必要な休暇の制度に関する環境を整えていただくようにお願いをした。このようなこともあります、

今では多くの会社において、裁判員を務める際に特別休暇を取得できるようである。

しかしながら、未だ、休暇制度についての整備が十分でない企業があるのも現状である。裁判所としても引き続き、多くの企業に休暇制度に関する環境整備のお願いをし、裁判員等になられる方の負担を少しでも減らしていきたいと考えている。

- 裁判員等の選任に関してのデータを見ると、辞退をする人の数が比較的多いと感じる。私自身としても、積極的に参加をしたいわけではないが、国民の一人として、断ってはいけないのでとも考えている。
- 裁判員裁判は、制度について意識の高い人が積極的に参加しているのが現状だと思っている。実際に、何らかの理由で辞退された方が本当に参加したかったのかは疑問であるし、私自身もできれば参加したくないと考えている。それが現実的な市民感覚だと思う。
- 確かに、初めは参加することに消極な方もいたかもしれないが、審理が進むにつれて、ほとんどの方が真剣に取り組まれ、また、裁判員裁判に参加されたことにより、積極的な意見を持つようになる方もいる。
- 参加する裁判員等には、法律の知識が必要ないということだが、そのような方たちにどのようにして説明するのか。
- 元々、刑法の理論というものは、非常に難しいものではあるが、その中から、当該事件に本当に必要な部分を絞ったうえで、裁判員等の方に分かりやすく説明するのが実務家の仕事であると考えている。
- 裁判員等に対するアンケートのデータによると、弁護人による法廷での説明の分かりやすさの割合が低いが、このことは、大分県の弁護士が裁判員制度に対し、心理的な抵抗を持っていることによるものではないかと考えている。しかし、この制度は、国民が司法に参加する重要な制度であるので、今後は、大分県弁護士会としても、裁判員等に分かりやすい言葉で説明し、裁判を進めていく努力が必要であると考えている。

また、裁判員裁判は審理期間が短いし、証拠は厳選されるので、被告人にとっては、心理的負担が大きいのではないかと思う。

- 裁判員等に対するアンケート結果によると、検察官による法廷での説明の分かりやすさの割合は高かったが、刑事裁判においては、検察官が立証責任を持っているので、裁判員等の皆さんに分かりやすい主張、立証をこれからも続けていきたいと考えている。

なお、事件の中には、検察官の主張する事実が認定されなかつたり、考えていた量刑よりも軽くなること也有つたが、そのような事件については、その都度、今後に向けて検討を行っている。

- 従来の刑事裁判と比べ、裁判員裁判では量刑に差があるか。
- 生命・身体犯（殺人、傷害致死等）や性犯罪（強姦致死傷、強制わいせつ致死傷等）については、従来よりも刑が少し重くなる傾向があるようと思われる。
- 裁判官と評議しやすい雰囲気を作ることに関しては、どのような工夫を行っているか。
- 大事なことは、裁判員等に選任された方に、早く雰囲気に馴染んでいただき、平常心で審理に臨んでもらうことであり、そのために、選任後に昼食を共にしたり、事前に法廷を見て心の準備をしてもらったりしており、1日目が終わるころには、チームワークができているようである。
- 評議を進めていく上で、難しい点はあるか。
- 事実関係が複雑な事件では、様々な事実から争点を整理する必要があるので難しい。

また、責任能力を争う事件については、検察官や弁護士の説明や、鑑定を行った医師の話で出てきた専門用語を理解してもらうために、分かりやすい説明を心掛けている。

- 裁判員裁判に参加した裁判員等の中に、メンタル的なアフターケアを必要とした者がいたか。また、メンタル的な相談の窓口や方策等についてはどうしているのか。
- 最高裁において、民間企業に委託して、事後的なメンタルケアについての窓口（裁判員メンタルヘルスサポート窓口）を設置し、裁判員等になられた方が利用できる態勢を取っている。全国的には、利用された例がある

と聞いている。

また、このような窓口等の案内については、裁判員等になられた方に、書面でお知らせしている。

- 裁判員裁判の事件が控訴されたことはあるのか。また、控訴された場合はどういうに審理されるのか。
- 裁判員裁判でも、控訴されることはある。控訴審においては、裁判官のみの合議体による審理となる。裁判員対象事件の控訴審のあり方については議論のあるところであるが、一審の判断を尊重すべきという流れにあるように思われる。
- 裁判員制度は、裁判官、検察官、弁護士にとって負担も大きいと思われるが、それほどメリットがあるものなのか。
- デメリットの部分もあるとは思うが、裁判所の手続に、市民感覚が加わり、市民が裁判所に関わったことによって、司法に対して親近感を抱くようになったことは良い点であると考える。これからも、良い方向に伸ばしていくとともに、他方で、弁護士の立場からすると、多くの市民の方に参加していただくことから、プライバシーの保護の問題、裁判員等の守秘義務の負担の問題、対象事件の範囲の問題、裁判の公開との関係等については、今後も検討していくことが必要であると考える。
- 正直なところ、検察庁としては、従前の裁判に比べ、裁判員裁判は相当に負担が大きいのが実情であるし、裁判所、弁護士会についても同様ではないかと思っている。しかし、それだけの負担があるにせよ、刑事裁判は国民の人権に直結することから、判決に国民の意見を反映しているのは、良いことであると考える。
- 裁判員等の方々に大きな負担をかけ、参加していただいた上での結論であり、裁判所としては、判断を支えていただく、かけがえのない制度であると考えている。

## (2) 次回の委員会テーマについて

- 裁判所における個人情報に関する取扱いについて、各委員から御意見を伺いたい。

- 昨年の震災以降、全国的に防災に関する意識が高まっている状況にあると思うので、防災に関する取組等について意見交換をしたい。
- 次回の委員会においては、第一として「防災に関する取組等について」を、第二として「裁判所における個人情報に関する取扱いについて」をテーマとする。

## 5 次回期日等について

### (1) 日時

9月27日（木）午後3時から

### (2) テーマ

防災に関する取組等について など

### (3) 場所

大分地方裁判所大会議室